

豊情個審答申第41号
平成23年(2011年)12月13日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野 久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不存在不開示決定処分について(答申)

平成23年3月8日付け諮問第33号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、

「1. 平成16年8月12日午後2時50分頃、国道176号線城山町2の交差点を西へ（市道勝部寺内線）通過したごみ収集車と乗員の記録

2. 『そのような事実はない』と返答した事実確認の方法及び議事録」

に係る行政文書不存在を理由とする不開示決定は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 開示請求

異議申立人は、平成16年8月18日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、

「平成16年8月12日午後2時50分頃、国道176号線城山町2の交差点において、ごみ収集車の運転手が、運転をしながらカップラーメン（又はかき氷）を食べているのを目撃し、通報した。よって、

①この時間帯にこの道路を通過したごみ収集車と乗員の記録

②通報に対して『そのような事実はない』と返答した事実確認の方法及びその議事録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年8月26日、本件開示請求に対し、①については「通常このような記録は作成していない」との理由を付し、②については「終礼を開き口頭で確認を行っており、通常このような記録は作成しない」との理由を付して、行政文書不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、同年10月15日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

4 審査会への諮問

実施機関は、平成23年3月8日、条例第18条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件異議申立てについて諮問した。

第三 異議申立ての趣旨

- 1 異議申立てに係る処分を取り消し、非開示とした部分を開示するとの決定を求める。
- 2 飲食運転に関する再調査を求める。
- 3 豊中市広報を通じて、市民に謝罪を求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、反論書を提出せず、口頭意見陳述も行わなかったため、異議申立人の主張は、異議申立書に記載された内容のみであるが、その内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 飲食運転を目撃したのは、処分場（豊中市伊丹市クリーンランド）の近くであり、

- 実施機関は、その時間帯から、対象となる運転手を絞り込むことができるはずである。
- 2 異議申立人が実施機関に通報してから、「そのような事実はない。」と回答するまで数分しか経過しておらず、飲食運転に関する調査が十分に行なわれたとは思えない。再調査を求める。
 - 3 これらの不適切な対応について、謝罪を求める。
 - 4 よって行政文書不存在を理由とする不開示決定に誤りがある。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、次のとおりである。

- 1 搬送経路の通過時間等を記録した行政文書はない。処分場での「計量時間」は「ごみ収集業務日報」に記載されているが、収集担当区域から処分場への「搬送経路」は記録する必要がないため記載事項ではなく、ごみ収集業務日報は、本件開示請求の対象となる行政文書にはあたらない。
- 2 通報があった当日の午後4時30分頃、終礼を開いて全職員に飲食運転について確認をしたが、そのような事実はなかった。終礼は口頭で行っており、記録は作成していない。
- 3 以上のとおり、行政文書不存在を理由とする不開示決定をした本件処分に誤りはなく、異議申立人の主張には理由がない。
- 4 なお、本件異議申立て後、実施機関は、異議申立人と面会や電話などで話し合いをした。その中で、「ごみ収集業務日報」は、開示請求があれば対応する旨伝えたが、異議申立人から開示請求はなかった。また、飲食運転については、再調査を行い、そのような事実がないことを再度確認し、異議申立人にも改めて説明した。その結果、異議申立人は、いったんは本件異議申立てを取下げの意向を示した。
- 5 また、本件異議申立て後、市民等からの通報や苦情があった場合は、記録を残すようにするとともに、服務規律を見直し、業務改善を行った。
- 6 実施機関は、異議申立人が本件異議申立てを取下げのものと認識していたが、取下書の提出がなかったため、諮問に至った。

第六 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、異議申立人が行った通報への対応が適切ではないと主張しており、行政文書の開示を求めているのかどうかは必ずしも明らかではない。

しかしながら、市民からの通報の処理にあたっては、一般に文書を作成して処理するものと考えられるところであり、異議申立人の不服申立ての内容として行政文書の開示を求めているものとして対応することは一定の合理的な理由があると言ふべきである。

2 当審査会の考え方

本件異議申立ては、行政文書不存在を理由とする不開示決定の是非を問うものであ

ると解されるから、当審査会としては、当該行政文書作成の有無ひいてはその存否を確認することが基本となる。もっとも、当審査会は、実施機関における事務の執行について詳細に調査する権能を有していないので、専ら実施機関及び異議申立人の主張並びに実施機関から提出された資料を基に判断を行うほかない。

3 文書の作成の有無及び存否について

実施機関は、「開示請求に係る行政文書は不存在である。その理由は、①ごみ収集に関わる文書として『ごみ収集業務日報』はあるが、ごみ収集担当区域から処分場への「搬送経路」は、業務上記録する必要のない事項であるから、同文書には、搬送経路の通過時間等を記録してはおらず、したがって、『ごみ収集業務日報』は、本件開示請求に係る行政文書にはあたらない。②飲食運転の調査は口頭で行ったものであり、行政文書は作成していない」と主張している。

当審査会としては、上記のうち、①について、異議申立人は必ずしも通報に係る日時・場所の通過記録を求めているとは思われないが、異議申立人に対して「ごみ収集業務日報」が存在すること及びその内容を伝えた上で、開示請求があれば対応すると伝えたにもかかわらず、開示請求はされなかったため、「ごみ収集業務日報」は、異議申立人が本件開示請求において開示を求めた対象文書には当たらないと推測するほかない。

また、②については、本件異議申立て後、市民等からの通報や苦情等の処理に関しては記録を残すように業務改善を行っていることが、実施機関の説明から認められるところであるが、そのように業務改善を行ったという事実からして、本件開示請求時には、市民からの通報や苦情を文書に残すという処理はなされていなかったと推認し得るところであり、異議申立人が開示を求める行政文書は作成されていないと判断せざるを得ない。

また、異議申立人から文書の存在・不存在に関する具体的な反論はなく、本件処分が誤りであるとの異議申立人の主張に理由があるとは言えない。

4 当審査会の判断

以上の次第で、前記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 当審査会の意見

条例第18条は、不服申立てがあったときは、却下や認容等を行う場合を除き、遅滞なく、当審査会に諮問しなければならないと規定しているものであるところ、本件異議申立て後、当審査会に諮問するまでにはかなりの期間が経過しているのである。実施機関は、異議申立人に対し説明を行い、話し合いを重ねる中で、異議申立人から口頭でいったん取下げの申出があったため、取下書の提出があるものと認識していたとのことであるが、長期に亘って本件異議申立てが放置された状態にあったことは事実であり、遺憾である。当審査会は、今後、このようなことがないように速やかに異議申立てに対する処理がなされるよう強く要望するものである。

平成23年（2011年）12月13日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子